

正後の児童福祉法では保育の必要があるものに對し市町村が認定を行い保護者が必要とする保育の量に応じた保育をする必要があり、そのため国基準に基づきそれに準じた改正をすること可決されました。

○下條村保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について
平成二十七年四月から「子ども・子育て支援法」の規定により保育所や幼稚園等の教育・保育施設の利用に係る費用を「利用者負担額」とし、その徴収や額について定めるための改正で、現行では保育料のみ徴収に関する条例であるのを保育料や幼稚園、認定子ども園等の教育、保育施設の利用に係る費用の徴収について定めること可決されました。

○下條村議会委員会条例の一部を改正する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い教育委員長職が削除され、それに伴い議会委員会条例（出席説明の要求）第十九条中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めること可決されました。

○下條村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育長は教育公務員特例法から削除され、特別職となり地方公務員法に適用されないことからこの条例を廃止すること可決されました。

▼補正予算
○一般会計（第五号）
三億一千八百五十万円増額
歳入の主なものとは村民税・固定資産税四千六百六十九万円の増額、地方交付税は特別交付税も含め一億二千七百三十九万円、国の補正予算対応の地方創生関連の地域消費喚起と地方創生先行の地域活性化交付金に三千六百三十六万円を計上、災害復旧費補助金では補助率増高により九百七十九万円を計上、財産収入、財産運用収入では基金利子分で一千四百五十五万円の増額、繰越金は、平成二十五年度決算の歳入歳出差引残額で決算積立三億円の残額うち一億四千三百六十五万円を増額、村債では、地域活性化事業債の千二百万円減額、災害復旧事業債の九百六十三万円を減額、緊急防災・減災事業債の九百万円減額、繰越明許費では、これはまち・ひと・しごと地方

創生関連事業と社会保障・税番号制度システム改修及び災害復旧費の平成二十五年度農業用施設災害復旧事業に合わせて九千四百四十七万円を計上しました。

歳入の主なものとは、総務費で公共施設整備基金積立に二億円、戸籍システム機器更新の減は新年度において飯伊で共同化システムへ移行するため千八百四十九万円の減額、民生費では光の園デイサービス改修工事の過疎債分の配分により七百四十九万円の減、商工費ではプレミアム商品券発行事業費補助等に六百七十五万円増額、観光誘客促進事業費補助金などに五百八十七万円を増額、災害復旧費では千四百八十五万円減額、過年度発生農地災害復旧費は工事費の減により六百六十七万円減額、過年度発生公共土木災害復旧費は実施設計及び入札差金等により七百二十七万円を減額準備費については、災害復旧費の繰越分の支払いが不確定のため、充当額の減を考慮して四十六百七十万円を追加補正し総額で二十九億六千円となり可決されました。

○国民健康保険特別会計（第二号）
一千一万円増額
歳入の主なものとは国庫負担金では療養給付費等負担金等の確定により四百三十三万円の減、国庫補助金では財政調整交付金の確定により七百九十九万円の増額、療養給付費交付金では五百十六万円の増額、県補助金では財政調整交付金の見直しで二百七十九万円の増額、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を四百万円減額しました。

歳入の主なものとは総務費では退職療養給付費を二百万円の増額、一般療養給付費を千百万円、一般高額療養費を四百七十七万円を減額した結果、保険給付費全体で九百八十四万円減額、後期高齢者支援金四百十四万円増額し総額三億八千六百六十八万円となり可決されました。

○介護保険特別会計（第二号）
五百八十八万増額
歳入の主なものとは保険者の増に伴い保険料を百五十一万円増額、一般会計繰入金を千五百五十五万円を増額しました。

歳入の主なものとは地域密着型介護予防サビ

ス給付費を三十八万円増額、高額医療合算介護サビス費六十五万円の増額、地域支援事業を百八十六万円の減額、基金積立金では七百四十二万円を増額し総額で四億三千三百三十九万円となり可決されました。

○後期高齢者医療特別会計（第二号）
十万円減額
歳入の主なものとは特別徴収保険料額を百一十一万円減額、普通徴収保険額を百七十五万円を増額しました。

歳入の主なものとは、保険徴収額の増により四十五万円の増額、システム改修費等の減により総務費は五十八万円減額し総額で四千二百八十万円となり可決されました。

○村営水道特別会計（第二号）
百万円減額
歳入の主なものとは水道使用料は見込み増により百五十八万円増額、一般会計繰入金金は三百三十万円を基金繰入金は百万円をそれぞれ減額しました。

歳入の主なものとは基金積立金十六万円の増額、管理建設費では六十四万円の減額、維持管理経費では恩田井水管理委託料九十二万円減額、給水管布設工事が九十六万円の増額などで総額一億二千五百万円となり可決されました。

▼当初予算
○平成二十七年一般会計予算及び特別会計予算四会計を可決
（詳細は二・三面に掲載）

▼その他の案件
○飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結することについて
戸籍事務はこれまで各自自治体で処理を行っていたが、地方自治法の改正により複数自治体での共同処理が可能となり飯伊十四市町村検討した結果飯田市に委託し共同利用することになり、飯田市との定住自立圏協定を根拠法令とすることし協定の一部を変更すること可決されました。

○戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委任につき同意を求めることについて
戸籍を電子化したことにより半永久的に維持経費が発生するとともに国が定める電子機器の耐用年数による更新が五年に一度行われ大



●「一手話言語法」制定を求める意見書

●意見書
一件の意見書が提出され、採択されました。

●「一手話言語法」制定を求める意見書

●地方自治の尊重を日本政府に求める請願書について

●不採択

きな負担となっているが、経費削減することを目的とし平成二十七年より飯伊十四市町村で共同化を行うことになり飯田市に設置した戸籍システムサーバに町村のシステムを同居させ共同利用することになり、五年間で約五百万円経費削減が見込まれる提案で同意されました。

○下伊那土木技術センター組合規約の一部変更について
道路法の改正により町村道の道路管理者が行う道路橋等の近接目視による定期点検の発注事務に即した事務内容とするため「積算・検査」の追加と災害発生時の町村及び県との連携を図るため共同処理事務が予想されることから関係町村の長との協議により共同処理する事務を実施できるようにする提案で可決されました。

議会
だより

第1回下條村議会定例会 平成27年度当初予算等を審議

会期 3月10日から
3月20日まで

平成27年第1回定例議会は、3月10日に召集され、20日までの11日間の会期で行われました。村長の新年度施政方針と6名の議員より一般質問が行われ、条例制定2件、条例廃止1件、条例改正13件、補正予算5件、27年度予算5件、人事1件、その他の案件3件、請願1件、意見書1件が提出され審議の結果31件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、六氏より
初日に行われた一般質問は次のとおりです。

○下條村の人口増施策
宮嶋 清伸
○リニア残土埋め立て後の土地利用施策
伊藤 進
○廃墟化した空き家の対処方法と空き家対策条例制定について
○空き家物件情報を集めて利用と活用を促す「空き家バンク制度」について
○地域おこし協力隊募集について
宮嶋 清伸
○除雪優先順位について
金田 憲治
○応急手当講習とAEDの配置図作成
伊藤 進
○平成二十七年一般会計予算の重点施策
○今後目指す活力ある下條村を維持する長期ビジョンをどのように考えているか
村松 積
○美しい魅力ある風情創出について
金田 憲治
○介護保険算定について
○介護保険算定による村の取り組みについて

（一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます）

▼条例制定
○下條村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
「地域の自主性及び自立を高めるための関係法律の整備に関する法律」「第三次一括法」により介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を村の条例に定めることになり、内容的には包括医療センターの職員数などの基準で制定すること可決されました。

○下條村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

「地域の自主性及び自立を高めるための関係法律の整備に関する法律」「第三次一括法」により介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援・基準該当介護予防支援に関する基準を制定するもので具体的なには要支援・二の方のマネージャーを担当する介護予防支援事業所の人数や運営方針などを条例で定めること可決されました。

▼条例一部改正
○下條村行政手続条例の一部を改正する条例について
村の行政運営における構成の確保と透明性の向上を図り村民の権利の保護に資するため、処分、行政指導、届出等の手続に関して共通の事項を定めるもので、二点目は行政指導をする際には、その相手方に対して行政指導の権限・根拠等を示さなければならぬ、二点目は行政指導の相手方は、行政指導をした行政に機関に対し、その旨申し出て行政指導の中止その他必要な措置を求めることができぬ。三点目は誰でも法令違反の事実を発見した場合、その旨を申し出て処分又は行政指導をすることを求めることが出来る。三点について改正すること可決されました。

○議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
特別職の議員の報酬と法律の一致が改正され議会議員の期末手当支給割合を○・一五五引上げた分を六月分及び十二月分に平準化するものと及び特別職報酬審議会において昨今の経済状況及び郡下の状況から昨年同様の定率七％減額の答申がなされ、それを提案し可決されました。

○特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され特別職の期末手当支給割合を○・一五五引上げた分を六月分及び十二月分に平準化するものと及び特別職報酬審議会において昨今の経済状況及び郡下の状況から昨年同様の村長の給料月額五％に相当する同様の村長の給料月額五％に相当する同様の村長の給料の答申がなされ、それを提案し可決

されました。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員長が削除され別表一の非常勤特別職報酬費用弁償中、教育委員長の削除等を提案し可決されました。

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
人事院勧告に準拠したもので一点目は管理職員の災害への対処等の臨時及び特別の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合の支給を規定す平日深夜に勤務した勤労手当支給割合を○・一五五引上げた分を本年支給の六月分と十二月分に平準化するもの。三点目は下條村が寒冷地手当支給地域に加えられたことに伴い、支給を規定するもの。四點目は給与月額を平均で二％引き下げるもので、ただし現在の給与月額を下回る場合は三年間補償するもので提案され可決されました。

○下條村消防団条例の一部を改正する条例について
「勤務地における消防団への加入の促進等」として平時に相当の時間を過ごす勤務地における加入の促進を図ることを国の答申であり、「村内事業所への就労」入団を規定すること可決されました。

○下條村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例について
「障害者の区分では、世帯単位で所得制限が設けられているが十八歳に達する年度末まで障害児の受給者について、これを適用しない」とすること可決されました。

○下條村指定地域密着型介護老人福祉施設の一部を改正する条例について
「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」「第三次一括法」により、介護保険法の一部が改正され、指定に関する基準のうち指定介護予防支援事業が追加となり、その申請者の

法人格の有無に関する基準を市町村で定めることになり、内容的には申請者は法人とするという改正が提案され可決されました。

○下條村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
要支援・二の方が利用する予防通所（デイサービス）・予防訪問介護が原則の利用ができなくなることに伴う平成二十八年度までの経過措置事項の追加となり、村制定の地域密着型サービスの基準条例の中で定期巡回時対応型訪問看護介護サービスの予防訪問サービスに係る従業員の人数の基準について小規模特養に予防サービス併用の場合の従業員の人数についての経過措置事項の追加の提案で可決されました。

○下條村介護保険条例の一部を改正する条例について
第六期介護保険事業計画に基づく各所得階別の介護保険料の設定及び平成二十七年より実施となる地域支援事業の新規事業である介護予防・日常生活総合支援事業及び任意事業の実施を平成二十九年三月三十一日まで猶予することと規定するもので、介護保険料所得段階を現行の六段階から九段階への変更と保険料額の変更となり、負担段階も基準は第五期の四千四百八十八円から第六期の五千六百六十円に変更となり、六百七十二円の上昇で負担段階も基準に対して○・五から、七五までと区分が細かくなる提案で可決されました。

○下條村保育の実施条例の一部を改正する条例について
平成二十七年四月から「子ども・子育て支援事業新制度」が開始されることに伴い保育の実施基準について改正が必要となり、第二条において「保育の実施基準」とあるものを「保育の必要性の認定」改めるもので、現行の児童福祉法では、保育に欠ける者に対し保育を実施することとなっているが、改